

亀山市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市御幸町字貝戸部に編入する区域

亀山市御幸町字嶋田279番地5、279番地6及び279番地
7